平成２３年（再ロ）第３号
さいたま市北区宮原町２丁目13番地１　グラン・コート宮原駅前1008号
再生債務者　澤田　貴史
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月26日から平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０１８２号
東京都板橋区四葉１―10―２
再生債務者　ミルザモジタヘディ　アブドッラー
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月26日から平成23年６月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２号
滋賀県草津市草津町1452番地12
再生債務者　渡邊　英明
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月26日から平成23年６月２日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
仙台市青葉区国見ヶ丘５丁目37番48号
再生債務者　阿部　　宏
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月27日から平成23年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第２号
さいたま市南区太田窪５丁目13番１―201号
再生債務者　濵　　裕幸
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月27日から平成23年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１４号
大阪市東淀川区淡路３丁目14番10号
再生債務者　塚本　義人
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月13日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月16日から平成23年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第３９号
横浜市西区花咲町４丁目104番地１　ヴィルヌーブ横浜・紅葉坂―903号
再生債務者　吉田　淳子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月２日まで
平成23年４月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０３号
大阪府豊中市利倉西１丁目８番21―202号
再生債務者　淵田　靖江
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１０７号
大阪市西淀川区佃１丁目19番１号
再生債務者　岡　　泰生
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１３号
大阪府守口市佐太中町１丁目３番14号
再生債務者　中村　　勝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月13日まで
平成23年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１４号
札幌市南区澄川５条３丁目８番35―1002号
再生債務者　杉下　隆之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月16日まで
平成23年４月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第１１９号
大阪府摂津市一津屋１丁目38番２―502号
再生債務者　岡本喜代美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月16日まで
平成23年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０号
奈良市三条添川町５番56―202号
再生債務者　森田　幸也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月14日　奈良地方裁判所

公立学校共済組合定款の一部を次のように変更する。

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。

平成二十三年三月三十一日　公立学校共済組合理事長　矢野　重典

第二十八条第一項第一号中「千分の三十七・〇〇」を「千分の四十二・〇〇」に、「千分の四・八六」を「千分の五・一四」に、「千分の三十四・一六」を「千分の三十八・九〇」に、「千分の四十七・一四」を「千分の五十二・六〇」に改め、同項第二号中「千分の二十九・六〇」を「千分の三十三・六〇」に、「千分の三・八九」を「千分の四・一九」に、「千分の二十七・四一」を「千分の三十一・一一」に、「千分の三十七・七九」を「千分の四十二・〇八」に改め、同条第二項第一号中「千分の二・〇一」を「千分の二・六五」に改め、同項第二号中「千分の一・六一」を「千分の二・一二」に改める。

第二十八条の二第一項第一号中「千分の七十四・〇〇」を「千分の八十四・〇〇」に改め、同項第二号中「千分の八十三・七二」を「千分の九十四・四八」に改める。

第三十三条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第一号中「七百八十円」を「七百五十五円」に改め、同条第二号中「千二百五十円」を「千二百十五円」に改める。

附則第十四項第一号中「千分の三十七・〇〇」を「千分の四十二・〇〇」に、「千分の二十九・六〇」を「千分の三十三・六〇」に、「千分の四・八六」を「千分の五・一四」に、「千分の三・八九」を「千分の四・一九」に改め、同項第二号中「千分の二・〇一」を「千分の二・六五」に、「千分の一・六一」を「千分の二・一二」に改める。

附　則

１　この変更は、平成二十三年四月一日から実施する。

２　改正後の第二十八条、第二十八条の二及び附則第十四項の規定は、平成二十三年四月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。